

論点③ 期待される役割を踏まえた評価の見直し

論点③

- 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率の低い介護予防看護の初回加算（Ⅰ）についてどのように考えるか。
- 訪問看護ステーションの理学療法士等による訪問看護は、累次の改定で見直しを行ってきたところだが、訪問看護の役割をふまえた評価についてどのように考えるか。
- 看護体制強化加算に関する附則において経過措置を設けているが、令和8年度時点では猶予している自治体（調査時点における被災地を除く。）はない等の実態を踏まえ、経過措置の延長についてどのように考えるか。

対応案

- 算定率の低い介護予防訪問看護の初回加算（Ⅰ）について、簡素化してはどうか。
- 訪問看護ステーションの理学療法士等による訪問看護について、訪問看護の役割を踏まえたサービスを適切に評価する観点から、サービスの提供体制や実績等を踏まえた評価の見直しについてどのように考えるか。
- 看護体制強化加算に関する附則に設けられた経過措置を終了することとしてはどうか。

1. (3) ⑦ 円滑な在宅移行に向けた看護師による退院当日訪問の推進

社保審－介護給付費分科会

資料 3

第259回 (R8.6.29)

概要

【訪問看護★】

- 要介護者等のより円滑な在宅移行を訪問看護サービスとして推進する観点から、看護師が退院・退所当日に初回訪問することを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<改定前>

初回加算 300単位/月



<改定後>

初回加算 (Ⅰ) 350単位/月 (新設)

初回加算 (Ⅱ) 300単位/月

算定要件等

○ 初回加算 (Ⅰ) (新設)

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算 (Ⅱ) を算定している場合は、算定しない。

○ 初回加算 (Ⅱ)

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算 (Ⅰ) を算定している場合は、算定しない。

介護予防訪問看護の算定状況

社保審－介護給付費分科会

資料3

第259回（R8.6.29）

一部改変

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位：千単位)	件数 (単位：千件)	算定率 (件数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
(介護予防訪問看護)						
特別地域介護予防訪問看護加算	+15/100	1,009	2.9	0.3%	378	2.7%
中山間地域等における小規模事業所加算	+10/100	18	0.1	0.0%	42	0.3%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	164	1.1	0.1%	248	1.8%
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ） (ステーション)	1月につき+600単位	29,904	49.8	4.9%	7,330	53.2%
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ） (医療機関)	1月につき+325単位	83	0.3	0.0%	68	0.5%
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅱ） (ステーション)	1月につき+574単位	11,936	20.8	2.0%	4,330	31.4%
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅱ） (医療機関)	1月につき+315単位	186	0.6	0.1%	197	1.4%
特別管理加算（Ⅰ）	1月につき+500単位	1,431	2.9	0.3%	2,155	15.6%
特別管理加算（Ⅱ）	1月につき+250単位	2,426	9.7	0.9%	5,355	38.9%
専門管理加算	1月につき+250単位（月1回を限度）	29	0.1	0.0%	72	0.5%
初回加算（Ⅰ）	1月につき+350単位	53	0.2	0.0%	110	0.8%
初回加算（Ⅱ）	1月につき+300単位	2,400	8.0	0.8%	4,302	31.2%
退院時共同指導加算	1回につき+600単位	166	0.3	0.0%	190	1.4%
看護体制強化加算	1月につき+100単位	525	5.3	0.5%	526	3.8%
口腔連携強化加算	1回につき+50単位（月1回を限度）	11	0.2	0.0%	68	0.5%
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1回につき+6単位	1,596	265.9	26.0%	3,465	25.2%
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1回につき+3単位	534	177.9	17.4%	1,657	12.0%

(注1)「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。(注2)「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注3)色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局老人保健課作成